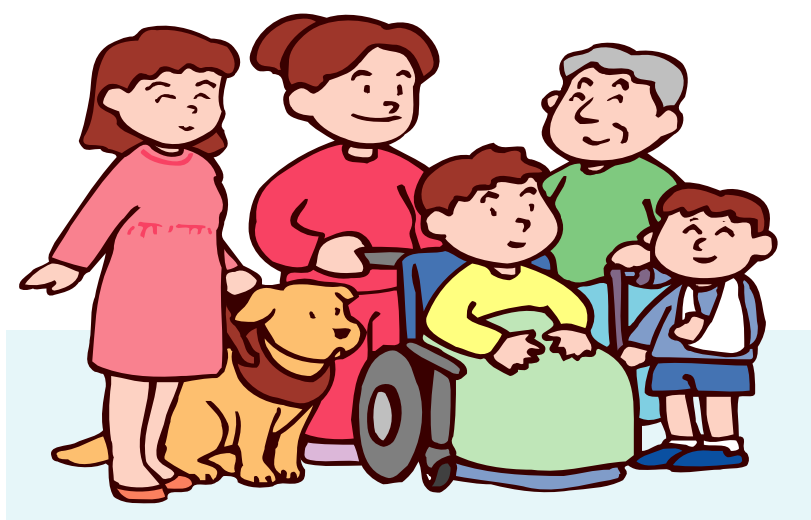


## 第二期 鴻巣市障がい福祉計画

すべての人が健やかで、  
思いやりのあるまちづくりの実現に向けて

(平成21年度～23年度)



鴻 巣 市

## 目 次

1	計画の位置づけ	3
	(1)法的な位置づけ	3
	(2)鴻巣市障がい者福祉計画との関係	3
2	計画の期間	4
3	計画の基本的考え方	4
4	平成23年度の将来像	4
5	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの体系	7
6	計画期間内におけるサービス提供の見込み	9
	(1)指定障害福祉サービス・指定相談支援	9
	(2)地域生活支援事業	12
	資料編	15

# 1 計画の位置づけ

## (1) 法的な位置づけ

◇本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」です。国の「基本指針」では、平成 23 年度を目標年度とした「数値目標」を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるよう規定されています。また、本計画は、鴻巣市で策定した他の障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要があります。

計画の策定にあたっては、国の基本的な考え方を示す「基本的な指針」や「彩の国障害者プラン 2 1」に沿って検討を進めました。

## (2) 鴻巣市障がい者福祉計画・障がい福祉計画

本計画は、平成 19 年 3 月に策定した『鴻巣市障がい者福祉計画』（以下「障がい者福祉計画」という）との整合・連携を図り、障がい者福祉計画で掲げた 7 つの施策体系に基づいた具体的な施策に沿って見直し策定をするものです。

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定し、障がい福祉計画については、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

### 「障がい者福祉計画」と「障がい福祉計画」

	障がい者福祉計画	障がい福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 9 条第 3 項）	障害者自立支援法（第 88 条）
おもな内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	平成 19 年度から平成 28 年度の 10 か年	第 1 期：平成 18～20 年度 第 2 期：平成 21～23 年度

## 2 計画の期間

本計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間で第2期として作成します。なお、第1期障がい福祉計画については、目標年度を平成23年度と定めて目標数値等の位置づけを行っているため、本計画策定にあたっては、第1期計画で位置づけられた基本的な方針を原則踏襲します。

また、現行の福祉施設が新たなサービス体系へ移行が完了する平成23年度末に向けて目標設定し、その目標達成に向けた事業計画とします。



## 3 計画の基本的考え方

本計画の基本理念、基本方針については、障がい者福祉計画との整合・連携を図るため、同計画や『第5次鴻巣市総合振興計画』の掲げる施策展開の方向をふまえた将来都市像を継承することとします。

また、第1期計画との連続性を保つため、同計画の基本的方向性を本計画の重点目標として継承することとします。

## 4 平成23年度の将来像

本計画では、国の「基本指針」に基づき、「入所施設の入所者の地域生活への移行」「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」「福祉施設利用者の一般就労への移行」についての推進を図り、国や県の基本指針に即し、鴻巣市の実情に応じて、平成23年における数値目標を設定します。

### ① 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成23年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

#### 〔国の基本指針〕

国の基本指針においては、「現入所者の10%を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き7%以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」こととされています。

#### 〔埼玉県の指針〕

「入所施設は、地域生活移行へのステップとしての意義、セーフティネットとしての意義が大きいと考えており、待機者の状況や人口動態等を勘案しつつ、地域生活への移行を進めるといふ全国的な取り組みにおける各自治体の役割を担っていく。」とし、現入所者の約10%の者が平成23年度末までに地域移行することを目指している。

#### 市の現状、考え方と数値目標

平成17年10月1日現在の施設入所者数は、99人でした。

市では、平成23年度末までにそのうちの1割（10人）が地域移行することをめざすとともに、平成23年度末の施設入所者数を95人としました。

項目	数値	備考
平成17年10月1日入所者数 (A)	99人	(平成17年10月1日の数)
【目標値】(B) 地域生活移行者	10人 (1割)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
平成23年度末の入所者数	95人	入所者数の目標数

## ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成24年度までの「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の解消を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

[埼玉県の指針]

「平成18年6月1日現在で実施した県内精神科病院への調査を踏まえ、この調査結果に基づいて平成23年度末までの減少目標値を設定する」としております。

### 市の現状、考え方と数値目標

本市では、県の目標値を人口割した数14人を、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の数とし、平成23年度末までに全員が地域生活に移行することを目標とします。

項目	数値	備考
現在の退院可能精神障がい者数	14人	埼玉県の目標値を人口割した人数
【目標値】減少数	14人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数



### ③ 福祉施設利用者の一般就労への移行

〔埼玉県の指針〕

「福祉施設利用者の一般就労への移行は、平成15年社会福祉施設等調査による授産施設(入所及び通所)の年間実績が全国平均1.30%であるのに対し、埼玉県では1.07%と下回っており、就労移行支援事業の実施促進や地域における就労支援体制づくりについて強力に取り組む必要がある」とし、「平成23年度の福祉施設利用者の年間一般就労移行実績を、平成17年度実績の5倍にすることを目標とする」としています。また、「平成23年度までに、現時点の福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援の利用者のうち3割が雇成型(A型)を利用することを目指す」としています。

#### 市の現状、考え方と数値目標

平成17年度の実績では、一般就労者の数は0人でした。本市では、平成23年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を8人とする目標とします。

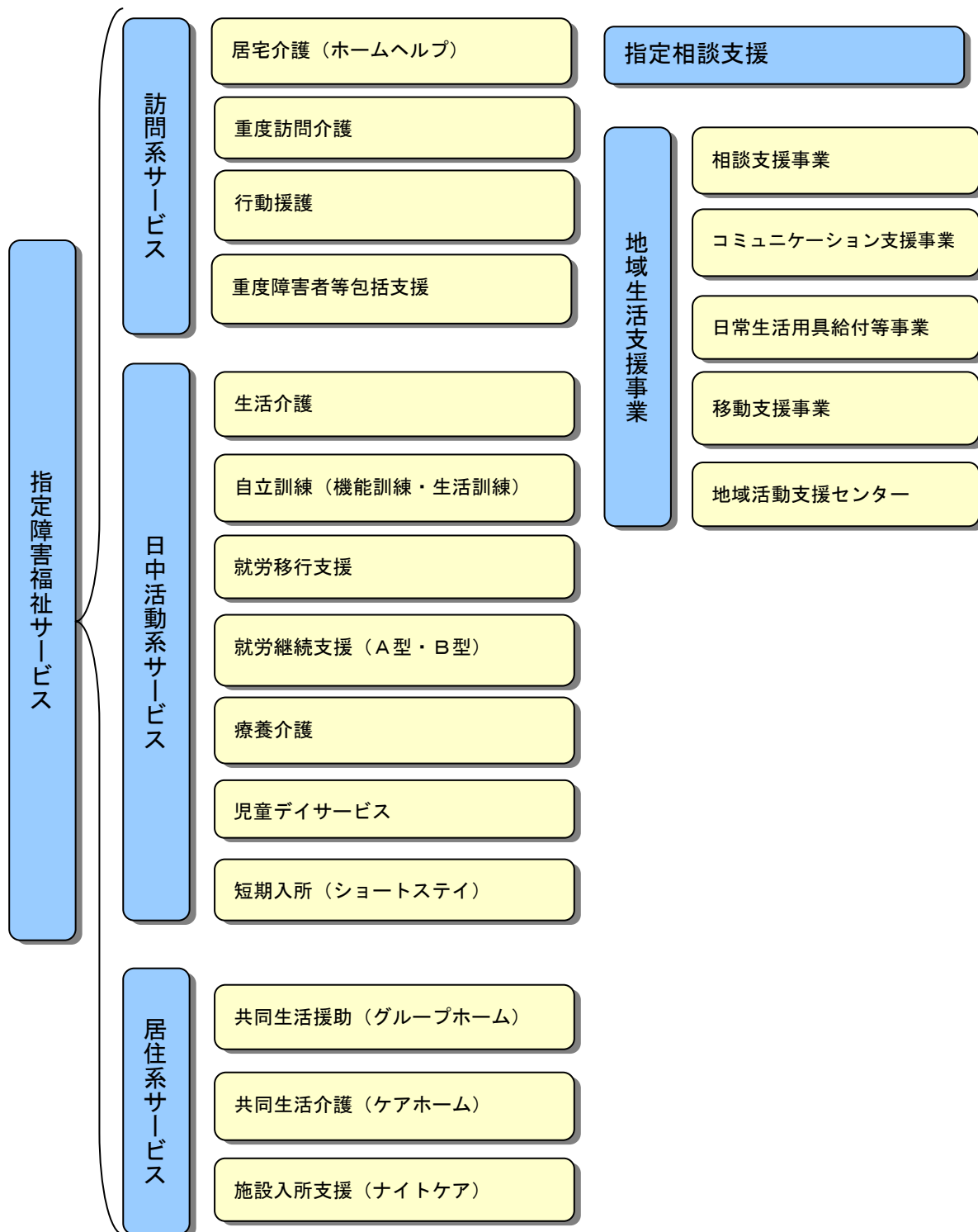
項目	数値	備考
現在の年間一般就労者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	8人	平成23年度において施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数

## 5 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの体系

従来、障害福祉サービスは、大きく在宅での福祉サービスと施設での福祉サービスの2つの類型に分けて展開されてきましたが、平成18年(2006年)4月からの障害者自立支援法の施行に伴う制度改正によって、障がいのある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型から成る「指定障害福祉サービス」(全国同一内容のサービス)、「指定相談支援」および「地域生活支援事業」に再編されました。

これらのうち「地域生活支援事業」については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューに力を入れて推進していく必要があります。

●障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの体系





## 6 計画期間内におけるサービス提供の見込み

### (1) 指定障害福祉サービス・指定相談支援

#### ■ 指定障害福祉サービス等サービス内容一覧

区分		サービス内容
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを行います。
	行動援護	知的障害、精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型 〔雇用型〕	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型 〔非雇用型〕	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。
	児童デイサービス	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

居 住 系	共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要としない、就労又は自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を行います。
	共同生活介護 (ケアホーム)	介護を必要とする知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
相談支援 (サービス利用計画の作成)		障害福祉サービスの利用に関する調整を行うのが困難な単身等の障がいのある人へ、計画的なプログラムに基づく支援を行います。



■ 指定障害福祉サービス等見込み量一覧

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	2,530 時間/月 67 人/月	2,903 時間/月 81 人/月	3,200 時間/月 90 人/月
	重度訪問介護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
日中活動系	生活介護	1,062 人日/月 54 人/月	1,191 人日/月 62 人/月	1,170 人日/月 70 人/月
	自立訓練(機能訓練)	45 人日/月 3 人/月	18 人日/月 1 人/月	45 人日/月 3 人/月
	自立訓練(生活訓練)	0 人日/月 0 人/月	44 人日/月 2 人/月	88 人日/月 4 人/月
	就労移行支援	210 人日/月 13 人/月	304 人日/月 17 人/月	330 人日/月 20 人/月
	就労継続支援 (A〔雇用〕型)	21 人日/月 1 人/月	15 人日/月 1 人/月	15 人日/月 1 人/月
	就労継続支援 (B〔非雇用〕型)	822 人日/月 49 人/月	740 人日/月 49 人/月	740 人日/月 49 人/月
	療養介護	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	児童デイサービス	96 人日/月 42 人/月	102 人日/月 43 人/月	102 人日/月 43 人/月
	短期入所 (ショートステイ)	119 人日/月 17 人/月	116 人日/月 19 人/月	131 人日分 20 人分
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	38 人/月	39 人/月	40 人/月
	共同生活介護 (ケアホーム)			
	施設入所支援			
指定相談支援 (サービス利用計画の作成)		14 人/月	18 人/月	20 人/月

\* 「訪問系サービス」については、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の合計

\* 「居住系サービス」のうち、共同生活援助と共同生活介護は合計

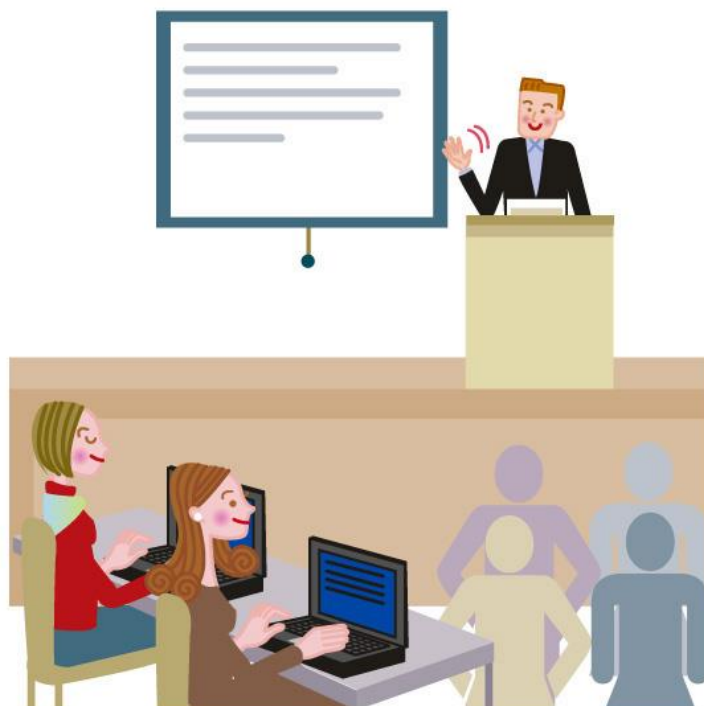
\* 人日とは…利用人員見込み×月当たりの平均利用日数(標準は 22 日) → =月間の延べ利用日数

(2) 地域生活支援事業

■ 地域生活支援事業・必須事業サービス内容一覧

事業名	サービス内容
(1) 相談支援事業	
① 相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	<p>福祉に関する諸般の問題につき、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行います。また、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。</p>
イ 地域自立支援協議会	<p>相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの、中核的な役割を果たす協議の場として充実を図ります。</p>
② 成年後見制度利用支援事業	<p>障害福祉サービスの利用などの観点から成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利の擁護を図ります。</p>
(2) コミュニケーション支援事業	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p>
(3) 日常生活用具給付等事業	<p>重度障がい者に対し自立生活支援用具などの日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <p>①介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、体位変換器等</p> <p>②自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置層</p> <p>③在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計等</p> <p>④情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭等</p>

	<p>⑤排泄管理支援用具 ストマ用装具、紙おむつ等</p> <p>⑥住宅改修費 居宅生活動作補助用具</p>
(4) 移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。</p>
(5) 地域活動支援センター	<p>障がいのある人などが通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。地域活動支援センターの設置については、3箇所を予定します。</p>
(6) その他の事業	<p>障がい者(児)を一時的に預かることにより、その保護者等に一時的な休息を提供するサービスを行います。</p>



■ 地域生活支援事業・任意事業

・ サービス内容一覧

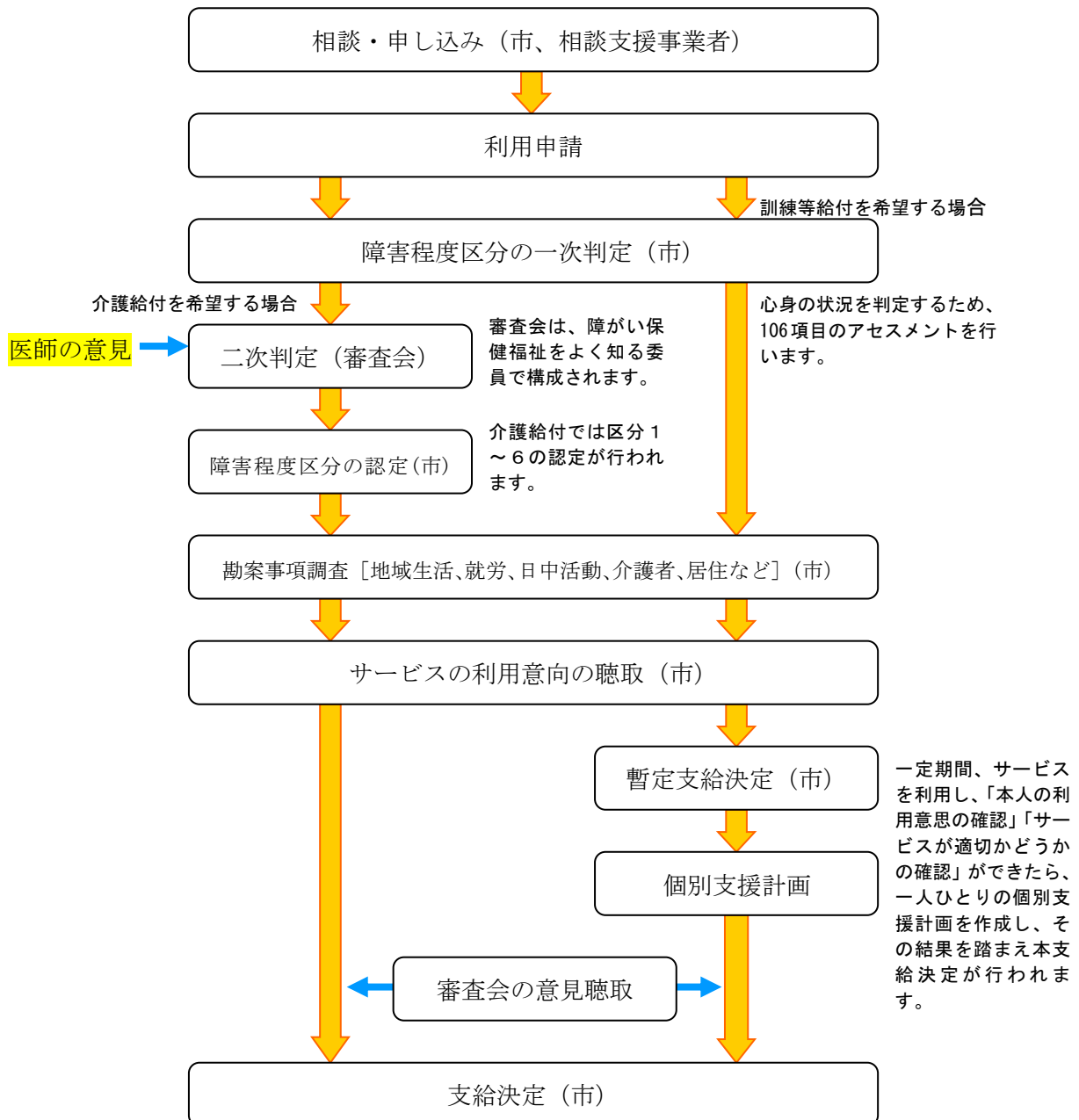
事業名	内 容
① 重度障害者巡回入浴サービス事業	重度の身体障がい又は知的障がいにより家庭での入浴が困難な方の巡回訪問入浴サービスで、障がいの健康増進と介護者の負担軽減を図るものです。
② 重度障害者訪問理美容サービス助成事業	重度心身障がい者及び重度要介護高齢者に対し在宅福祉サービスの提供として訪問理美容サービスを行い、日常生活における福祉の向上に寄与するものです。
③ 更生訓練費等支給事業	障がい者施設に入所するなどして更生訓練を受けている障がいのある人に、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。
④ 手話奉仕員養成講座等	聴覚障がいを理解し、手話で日常会話ができ、聴覚障がい者の社会参加に何らかの形で関われる人を増やしていくことを目的とします。
⑤ 自動車運転免許取得費助成事業 (心身障がい者運転免許取得費補助)	心身障がい者の自動車運転免許の取得費用について、その一部を助成します。
⑥ 自動車改造費助成事業 (身体障がい者用自動車改造費補助)	身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
⑦ 障がい者スポーツ・レクリエーション	数種類のレクリエーションを体験しながら障がい者、その家族、ボランティアの交流を図り福祉の向上に資する。

## 障害者自立支援法に基づく円滑なサービス提供

### 〔支給決定の流れ〕

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がい者の心身の状況（障害程度区分）、②社会行動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。

### 【支給決定までの流れ】



※支給決定に不服がある場合は、都道府県に不服申し立てをすることができます。

## 資料編 用語集

### あ行

ALS（筋萎縮性側索硬化症）	Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粹に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。
ADHD（注意欠陥・多動性障がい）	Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状がみられる。
NPO	Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成 10 年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。
LD（学習障がい）	Learning Disabilities の略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称。

### か行

QOL	Quality of Life の略で、生活の質。
グループホーム	地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の障がい者が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。



ケアマネジメント	<p>生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。</p> <p>障がい者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。</p>
高機能自閉症	<p>知的障がいを伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーションの障がいやこだわり行動が認められる。</p>
更生施設	<p>身体障がい者更生施設は、身体障がい者を入所・通所させての更生に必要な治療又は指導、及び必要な訓練を行う。</p> <p>知的障がい者更生施設は、18歳以上の知的障がい者を入所（通所）させて、保護するとともに更生に必要な指導及び訓練を行う。</p>
雇用率	<p>すべての事業主は、障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障がい者の雇い入れに努めなければならないとされている。</p> <p>このような連帯責任は、原則として、すべての事業主によって平等に負担されるべきであり、各事業主がその雇用する労働者数に応じて連帯責任を分担するのが合理的であるとの考えから、障がい者雇用率が設定されている。</p>

## さ行

自閉症	<p>原因不明の中枢神経系を含む身体上の障がいで、生涯にわたって種々の内容や程度の発達障がいを示すもの。</p> <p>自閉症の特徴としては、①言葉の発達の遅れ、②対人関係の困難さ、③アンバランスな感覚、④活動や興味の範囲が狭い、⑤アンバランスな知的機能、⑥変化に対する不安や抵抗などが挙げられる。</p>
成年後見利用支援事業	<p>認知症、知的・精神上の障がいにより判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人々を保護・支援するため、後見・保佐・補助の制度などを内容とする成年後見制度が平成12年4月1日より施行されている。</p>
社会福祉協議会	<p>社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉事業法に基づき設置されている。</p>

	<p>各都道府県や市区町村で、地域住民や、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。</p>
授産施設	<p>一般就労が困難な障がい者が入所又は通所し必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場を得て、自立に必要な支援などを受ける施設。</p> <p>授産施設には、身体障がい者授産施設、重度身体障がい者授産施設、知的障がい者授産施設及び精神障がい者授産施設がある。</p>
手話	<p>聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つの方法であって、手の型・位置・動きを組み合わせて意味を表すもの。</p> <p>手話奉仕員とは、所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。</p> <p>また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるため、厚生大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した者には「手話通訳士」の称号が付与されている。</p>
障がい者週間	<p>国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取り組みを展開している。</p>
ショートステイ	<p>在宅障がい者の介護を行う者が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障がい者が一時的に障がい者施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービス。</p>
ジョブコーチ	<p>就職又は職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、事業所へ一定期間職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるように、障がい者本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う。</p>

<p>身体障がい者</p>	<p>身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人。別表に記載されている障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいである。</p>
<p>身体障害者手帳</p>	<p>身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。</p> <p>各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免や JR 運賃の割引などについても、手帳の交付をうけていることがその対象の要件となっている場合がある。</p>
<p>生活習慣病</p>	<p>糖尿病・高脂血症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が主な発症原因であると考えられている疾患の総称。一般に 30～40 歳代以上の世代から発症しやすくなり、かつその発症に生活習慣（食事習慣、運動習慣、肥満、喫煙、飲酒など）が深く関わりとされている病気の総称である。</p> <p>肥満に加えて糖尿病・高脂血症・高血圧・高尿酸血症などの生活習慣病を複合する状態を、医学的にはメタボリック症候群と総称する。</p>
<p>生活ホーム</p>	<p>自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等によってそれができない身体障がい者又は知的障がい者が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設（県単独事業）。食事は原則として自炊で、日常生活も原則として自立していることが条件となっており、利用定員は4～9名。</p>
<p>精神障がい者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によると、精神障がい者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者とされている。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。現行制度においては、所得税等の控除・減免や県有施設等の利用料減免等の優遇施策が講じられている。</p>

## た行

地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う福祉施設。
知的障がい者	知的障害者福祉法では知的障がいに関する明確な規定はないが、平成12年度厚生省実施の実態調査によると、「知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされている。
デイケア施設	精神障がい者や高齢者等を対象とし、心身機能の回復や維持を図り、地域での社会生活を体得させるための訓練や指導を行うデイケア事業を行う福祉施設。
デイサービス	在宅の障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを行うことができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障がい者の自立と社会参加を促進するサービス。
低床スロープ付きバス	床面までの高さを低くし、ステップ数を2段から1段に減少させることにより、スロープ板による車いすの乗降を可能にしたバス。
点字	<p>視覚障がい者が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点横2点で組み合わせて音を標記する文字。</p> <p>点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）と言い、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。</p>

## な行

難病	<p>法律等による明確な定義はないが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されている。</p> <p>①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。</p> <p>②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。</p>
----	--

日常生活用具給付等事業	重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、①介護・訓練支援用具、②自立支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費を給付又は貸与している。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。 デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者施策の最も重要な概念。
ノンステップバス	車輛の一部分あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道をかさ上げすることにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。

## は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥他動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。発達障害者支援法における発達障害の代表的なものは、自閉症、高機能自閉症・アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。1974年（昭和49年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告者を出したところから、この用語が使用されるようになった。 もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
福祉ホーム	家庭において日常生活を営むのに支障があり、現に住居を求めている障がい者が低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活も原則として自立していることが条件となっている。
ホームヘルパー	障がい者等の家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事等の介護、②調理、洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談、助言を行う。
補装具	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くこ

	とを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。
ボランティアセンター	<p>ボランティア活動の地域における拠点として、県・市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。</p> <p>ボランティアセンターでは、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している。</p>

## や行

ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかこうとする考え方。
要約筆記	<p>聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。一般的には、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年ではパソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する新たな方法も用いられてきている。</p> <p>要約筆記奉仕員とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。</p>

## ら行

リハビリテーション	<p>障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障がい者施策の理念。</p> <p>また、運動障がいの機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。</p>
療育施設	就学前の障がいのある乳幼児が通園して、保育や訓練などが受け

療育手帳

られる福祉施設。

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。



第二期 鴻巣市障がい福祉計画

平成22年3月発行

発行：鴻巣市福祉部障がい福祉課

住所：〒365-8601

鴻巣市中央1番1号

電話：048-541-1537

FAX：048-541-1328

電子メール：syofuku@city.kounosu.saitama.jp